

【取扱い厳重注意】

平成24年3月13日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 飯崎 準

平成24年3月12日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課審査官 XXXXXXXXXX

2 聴取日時

平成24年3月12日10時00分から同日10時20分まで

3 聴取場所

経産省会議室

4 聴取者

飯崎補佐

※ 複数人で聴取したときは、全員の氏名を記載する。

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

第2 聴取内容

3/13の現地本部長指示（スクリーニング基準等）について
別紙のとおり

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1 被聴取者の身分

■ 審査官は、3/13以降、ERC医療班に派遣された者に応援要員としてローテーションで派遣された者である。

2 ERCに派遣されることになった経緯について

私は、もともと ERC の要員として指定されていなかったため、3/13（日）は自宅にいたところ、朝方、経産省から電話があり、ERC 医療班に人手が足りないので応援に入ってほしいとの連絡を受けたため、この日の午前 11 時頃に ERC 医療班に入った。

私は、大学では地震・火山などの地球物理学を専攻していて、中途採用で経産省に採用されており、もともと放射線防護に関する知識はない上に、経産省でも、放射線防護に携わったことはなく、原子力防災訓練に参加したこともなかった。

そのため、ERC 医療班に入ったものの、何をやればいいのか分からず、また、周りが何をやっているのかも分からない状態であった。

3 3/13におけるERC医療班での業務について

私が ERC 医療班に入った際は、現地の情報がないということだったので、誰に言われるでもなく、私は情報収集をやろうと思い、他の業務に参加することなく、県庁に電話をかけるなどして情報収集を行っていた。

オフサイトセンターにも、衛星電話で電話したことがあり、それは、現地でスクリーニングが開始されたかどうかを把握するためであった。しかし、オフサイトセンターでも把握していなかったようで、意味のある情報は収集できなかった。

スクリーニングが開始されているかどうかを聞きかかった理由は、他の班員が、現場のスクリーニング体制をサポートするため、サーベイメータの調達等の業務をしており、現場がどうなっているかを知りたがっていたためである。

4 3/13の現地対策本部長指示(スクリーニング基準)について

～ OFC から ERC に送られた 3/13 現地対策本部長指示 (別添 1～4) を被聴取者に示したところ) ～

全て見た覚えがない。また、私は、先ほどもお話したとおり、放射線防護に関する知識がなく、自分で修正するだけの能力もない。

私は、同じ放射線廃棄物規制課から ERC 医療班に入っていた ■ の交代として ERC に入ったが、 ■ から引き継ぎを受けた覚えはない。

5 その他

私が ERC 医療班に入った際、班長は厚労省から派遣された人だったが、かなり混乱しており、班の中の状況を把握しているような状態ではなかったと思う。

ただ、彼は医官だったと記憶しており、放射線防護に関する知識はあったのではないかと思う。

以上

ERC 御中

福島 OFC 別添1

指示 (案)

平成 23 年 3 月 13 日 09 時 30 分

福島県知事 殿
大熊町長 殿
双葉町長 殿
富岡町長 殿
浪江町長 殿

原子力災害対策現地本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で発生した事故に
関し、原子力災害対策特別措置法第 1.5 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり指示す
る。

記

放射能除染スクリーニングの実施にあたっては、現時点で主たる線量を与える核種
がヨウ素 131、セシウム 137 等であると考えられることに鑑み、当面、γ線サーベイ
メータにより 40 Bq/cm^2 または 6000 cpm を基準として実施すること。

各 機 関 課 長

県

← 連絡先



ERC 事務局

Check & Review 済 確認済み

ERC 御中

福島OFC

3/13 10:20 ERC → NSC

指示 (宛)

別添2

カクコン回答

平成28年3月13日09時30分

- 福島県知事 殿
- 大熊町長 殿
- 双葉町長 殿
- 富岡町長 殿
- 浪江町長 殿

10240 (送)

██████████ → ERC ██████████ FAX

原子力災害対策現地本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で発生した事故に
 関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示す
 る。

記

放射能除染スクリーニングの実施にあたっては、現時点で主たる線量を与える核種
 がヨウ素131、セシウム137等であると考えられることに鑑み、当面、γ線サーベイ
 メータにより40Bq/cm²または8000cpmを基準として実施すること。

各種規制値 取扱い

県

ERC 取扱い

Check & Review 取扱い

ERC 各列互

除染班

ヨウ素剤の服用
に付して

除染班
及び安定ヨウ素剤の服用*

なお、小児に対しては防護マニコアルを
 考慮の上、ヨードシロップを服用せよ
 こと。
 また、40歳以上の成人においては、
 本人が希望する場合に限って
 服用せよこと

安定ヨウ素剤を

ERC様

←福島総括班(1)

0240-32-0345

2011年 3月13日(日) 10:09 P001/001

ERC 御中

福島OFC

81巻3

指示 (案)

平成 23 年 3 月 13 日 09 時 30 分

福島県知事 殿
 大熊町長 殿
 双葉町長 殿
 富岡町長 殿
 浪江町長 殿

原子力災害対策現地本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で発生した事故に
 関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示す
 る。

記

人の放射能検査スクリーニングの実施にあたっては、現時点で主たる線量を与える核種
 がヨウ素 131、セシウム 137 等であると考えられることに鑑み、当面、~~γ線サーベイ~~
 メータにより ~~40 Bq/cm² または 6000 cpm~~ の基準として実施すること。

各機班班長

県

ERC 総括班

Check & Review 取組む時

ERC 各班

総括班



二重確認
個人 MRC 班



ERC 御中

福島OFC

指示 (案)

12/23 (案)

別添4

平成 28 年 3 月 13 日 09 時 30 分

福島県知事 殿
大熊町長 殿
双葉町長 殿
富岡町長 殿
浪江町長 殿

原子力災害対策現地本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で発生した事故に
関し、原子力災害対策特別措置法第15条第8項の規定に基づき下記のとおり指示す
る。

記

放射能除染スクリーニングの実施にあたっては、現時点で主たる核種を与える核種
がヨウ素131、セシウム137等であると考えられることに鑑み、当面、線量計、サーベイ
メータにより $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ または 6000cpm を基準として実施すること。

